

香川県浄化槽機能保証制度規約抜粋

(公益社団法人香川県浄化槽協会)

(目的)

第1条 この規約は、浄化槽について、その機能に異常があると判定された場合に、設置者保護の観点から、一般社団法人全国浄化槽団体連合会(以下「全浄連」という。)による保証期間終了後も引き続き公益社団法人香川県浄化槽協会(以下「協会」という。)が必要に応じた措置を講ずる制度を設けることにより、浄化槽に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

(香川県保証制度の対象となる浄化槽)

第4条 保証制度による保証の対象となる浄化槽は、全国浄化槽推進市町村協議会(以下「全浄協」という。)の定める「浄化槽設置整備事業に係る浄化槽登録要領」に基づき登録された浄化槽であって、全浄連が保証のための登録を行ったもの(以下「保証登録浄化槽」という。)であり、次の条件が整っているものとする。

- 一 浄化槽法第7条検査及び第11条検査をうけているもの。
- 二 保守点検業者と点検契約を行っているもの。
- 三 清掃を年1回実施しているもの。
- 四 一から三について、過去3年間の書類を提出できるもの。

2 前項にいう浄化槽には、浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管設備並びにその附帯設備を含まない。

(香川県保証制度の対象となる機能異常)

第5条 香川県保証制度による保証は、浄化槽管理者からの申立てにより、保証登録浄化槽の施工に起因した漏水、破損、変形等の機能異常を認めた場合に行うほか、全浄連の浄化槽機能保証制度規約施行細則第2条の規定を準用するものとする。ただし、その機能の異常が別表1の免責事項のいずれかに該当する場合には、保証は行わないものとする。

(香川県保証制度に基づく措置)

第6条 機能に異常があると判定された保証登録浄化槽について、香川県保証制度に基づいて協会が講ずる措置は、当該保証登録浄化槽の機能の正常化のために必要な措置であって修補等に係るものとし、香川県浄化槽機能保証制度実施要綱(以下「香川県保証制度要綱」という。)で定める額を限度として保証するものとする。ただし、駆動部分及び散気管については保証対象から除外する。

(香川県保証制度による保証の期間)

第7条 香川県保証制度による保証の期間は、全浄連の浄化槽機能保証制度による保証期間の満了の翌日から5年間とする。

別表1 免責事項

- 1 保証登録浄化槽の製造上又は維持管理上の不備による場合
- 2 自然災害による場合
- 3 火災、爆発、暴動等偶然かつ外来の事故による場合
- 4 施工基準に合致しない施工による場合
- 5 保証登録浄化槽の管理者又は使用者の著しく不適切な維持管理若しくは通常予測される使用状態と著しく異なる使用による場合
- 6 保証登録浄化槽の通常使用によって生じる経年劣化の場合